

7.交通に関するサービスと割引

タクシー料金割引

乗車時、身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳を提示することにより、料金が10%割引される場合があります。

詳しくは、各タクシー事業者へお問い合わせください。

タクシーチケット(タクシー基本料金助成等)

窓口：障がい福祉課 0725-99-8133

タクシーの初乗運賃を助成する福祉タクシー利用券を年間26枚発行します。

ただし、精神障がい者保健福祉手帳の場合、チケット交付枚数は手帳の有効期限までで月割り計算します。

また、チケットを利用できるのは、対象となるタクシー事業者に限ります。

※タクシー料金割引と併用が可能です。

対象者	○身体障がい者手帳1、2級 ○療育手帳A ○精神障がい者保健福祉手帳1級 ただし、入院、入所中の人は除きます。
必要書類	お持ちの身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳

有料道路割引

窓口：障がい福祉課 0725-99-8133

市役所で事前に登録することで、

有料道路利用料金(通常料金)の半額が割引になる制度です。

対象者	身体障がい者手帳(第1種)所持者	本人または介護者のどちらが運転する場合でも割引の対象(ただし運転者が介護者の時は、本人が同乗の場合に限る)
	身体障がい者手帳(第2種)所持者	本人が運転する場合のみ割引の対象
	療育手帳「A」所持者	介護者が運転する場合のみ割引の対象(ただし本人が同乗の場合に限る)
必要書類	①身体障がい者手帳または療育手帳 ②自動車検査証または軽自動車届出済証 ③運転免許証(障がい者本人が運転する場合) ④障がい者本人名義のETCカード(ETCを登録しない場合は不要) ⑤ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETCを登録しない場合は不要)	

各旅客運賃の割引

◆鉄道◆

詳しくは、各鉄道会社へお問い合わせください。

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容
障がい者本人が 単独で乗車する場合	身体障がい者手帳所持者 療育手帳所持者	普通乗車券 (片道 100kmを超える利用の場合に限る)
介護者とともに乗車する場合 (介護者はひとりまで)	第1種障がい者 及びその介護者	普通乗車券、回数乗車券 急行券(特別急行券は除く) 定期券(本人が12歳未満の場合は、介護者のみ)
	第2種障がい者の介護者 (障がい者本人が 12歳未満の場合のみ)	定期券

◆バス◆

精神障がい者保健福祉手帳所持者についても割引が適用される場合があります。

詳しくは、各バス会社へお問い合わせください。

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容
障がい者本人が 単独で乗車する場合	身体障がい者手帳所持者 療育手帳所持者	普通乗車券、定期券 回数券(種類により割引のない場合があります)
介護者とともに乗車する場合 (介護者はひとりまで)	第1種障がい者 及びその介護者	普通乗車券、定期券 回数券(種類により割引のない場合があります)
	第2種障がい者の介護者 (障がい者本人が 12歳未満の場合のみ)	定期券

◆コミュニティバス(めぐーる)◆

窓口:都市政策室交通担当 0725-99-8145

または南海バス株式会社光明池営業所 0725-56-3931

割引の対象者	割引の内容
身体障がい者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障がい者保健福祉手帳所持者	降車時に障がい者手帳を提示すると、通常の利用料金(中学生以上 160円、小学生80円)が半額

◆航空運賃◆

詳しくは、各航空会社へお問い合わせください。

割引の対象者(満12歳以上の人のみ)		割引率等
単独搭乗の場合は本人、介護者とともに搭乗する場合は本人及びその介護者(介護者1名まで)	・第1種身体障がい者 ・第1種知的障がい者	航空会社による
本人のみ (※介護者も割引適用になる場合があります。)	・第2種身体障がい者 ・第2種知的障がい者	
手帳を提示することで割引適用になる場合があります	・精神障がい者	

◆船舶運賃◆

身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を提示することにより、割引が適用される場合があります。

詳しくは、各船舶会社へお問い合わせください。

駐車場の利用等

◆駐車禁止除外指定車標章◆

窓口:和泉警察署 0725-46-1234

歩行困難な身体障がい者等が現に使用中の車両について、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章を掲出することにより、道路標識等により駐車を禁止した場所、または時間制限駐車区間(パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置場所)の駐車禁止規則の対象から除外されます。

詳しくは、和泉警察署へお問い合わせください。

◆大阪府障がい者等用駐車区画利用証◆

窓口:大阪府 障がい福祉企画課 06-6944-2362

障がいのある人や高齢者など移動に配慮を要する人が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などにおける車椅子使用者の駐車区画等を利用いただくための利用証を交付しています。詳しくは、大阪府へお問い合わせください。

◆その他◆

レンタカー、駐車場料金、その他の交通機関等でも割引を受けられる場合があります。

詳しくは、各会社等へお問い合わせください。